

## 開発道路等の土地の受入れ及び施設管理基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、開発道路等の用に供する土地の受入れ及び開発道路等に係る道路施設の維持管理に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発道路等 高松市開発行為に係る公共施設の受入れに関する要綱(令和2年4月1日施行)第3条の規定に基づき、次条の基準に適合するものとして受入れをする開発道路(以下「開発道路」という。)及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。)第28条の4第3項第5号イ又は租特法63条第3項第5号イに規定する要件に該当する宅地(以下この号において「優良宅地」という。)内に設置された道路(以下「優良宅地道路」という。)並びに幹線道路と開発区域又は優良宅地とを接続する道路をいう。
- (2) 位置指定道路 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号により特定行政庁からその位置の指定を受けた道路をいう。
- (3) 開発者 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第32条第1項の開発許可を申請しようとする者、法第40条第2項の開発許可を受けた者及び法第44条に規定する開発許可を受けた者の相続人その他の一般承継人並びに優良宅地道路を設置した者及びその相続人その他の一般承継人をいう。
- (4) 入居者 開発道路等に面した宅地を購入した者又は開発道路等に面した宅地に建築された住宅に居住している者をいう。

(受入れをする土地)

第3条 市が受入れをする開発道路等の用に供する土地は、次の各号の全ての要件(優良宅地道路にあつては、第3号に掲げる要件)を満たすものであることとする。ただし、市長が共同住宅、事務所、倉庫、店舗等への進入路、敷地内通路に該当すると認めた場合及び位置指定道路の用に供する土地を除

く。

- (1) 法第32条の規定に基づく事前協議の際又は次号に規定する公告の日の翌日以降に開発者及び入居者のいずれかから、市に対して土地の寄附の申出があったものであり、かつ、第3号に掲げる要件を満たすものであること。
- (2) 法第36条の規定に基づく検査済証の交付を受け、工事完了の公告がなされたものであること。
- (3) 土地の受入れ後の道路施設の維持管理について、市と協議を行う意思があり、開発者又は入居者との間で、別紙「開発道路等の土地の受入れ及び道路施設管理についての協定書」(第5条において単に「協定書」という。)が締結できるものであること。

(施設管理)

第4条 前条の規定に適合し、市が土地の寄附を受け入れた後の道路施設の維持管理については、次に定めるところによる。

- (1) 高松市市道認定基準要綱(昭和62年4月1日施行)による基準(以下「認定基準」という。)を満たしたものについては、市が道路施設を引き継ぎ、路線認定後に市道として道路法(昭和27年法律第180号)に基づき維持管理を行うものとする。
- (2) 認定基準を満たさないもののうち、市長が、道路幅員、線形、勾配、曲率半径、沿道宅地の接道状況等の面から一定の公共性を認めたものについては、市と開発者又は入居者との間で維持管理についての協定を締結した上で、両者が協働して維持管理を行うものとする。
- (3) 認定基準を満たさないもののうち、市長が公共性に乏しいと認めた場合又は開発者若しくは入居者が市との維持管理についての協定の締結を拒否した場合には、開発者又は入居者自身で道路施設の維持管理を行うものとする。

(提出書類)

第5条 土地の寄附の申出及び施設管理に関する協議において必要となる協定書に添付すべき提出書類については、別途様式を定める。

(担保責任)

第6条 受け入れた道路施設に対する担保責任の期間は、市が道路施設を引き継いだ日から2年とする。ただし、故意又は重大な過失があった場合は、10年とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行前において開発許可を受けて設置された開発道路についても適用する。この場合においては、土地の寄附及び道路施設の維持管理の協議については、開発者及び入居者のいずれかからの申出をもって市との協議を開始するものとし、第3条第1号の規定は、適用しない。
- 3 この要綱は、平成22年6月18日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。